

一般社団法人日本口蓋裂学会 優秀論文賞選考委員会規則

(設置・構成等)

第1条 本学会に「優秀論文賞」を設けて、年次総会・学術集会時に表彰を行う。

第2条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長1名(理事長がこれを指名する)
- (2) 副委員長1名(委員長がこれを指名する)
- (3) 委員は委員長より各領域(矯正歯科・口腔外科・形成外科・音声言語・補綴歯科・小児歯科・耳鼻咽喉科・その他歯科)から1名選出されるが、必要に応じて増員ができる。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(業務)

第4条 論文賞の候補論文は、審査年度内に本学会誌に掲載された論文の内、I. 原著、II. 統計、III. 臨床・症例の3つの論文様式を対象とする。

第5条 各選考委員による審査評点を集計し、評点の平均が高い順に最大で3編を受賞候補論文として選出できる。各論文様式からは最大2編まで選出することができる。

第6条 選考委員長は理事会に受賞候補論文の選考結果、選考理由について答申し、理事会の議を経て受賞論文を決定する。

(規則の改正等)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は選考委員会が定める。

第8条 この規則の改正は、委員の発議をもって行い、過半数の賛成をもって議決する。

第9条 この規則の改正は、理事会の承認を必要とする。